平成２５年（フ）第１０６６号
大阪府寝屋川市音羽町２番12―503号
債務者　大橋　仁士
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５号
栃木県佐野市富岡町23番地１　フローラルハイツⅢ202、住民票上の住所沖縄県宮古島市伊良部字池間添701番地７
債務者　與那嶺里代（旧姓友利）
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２４７号
広島県府中市高木町369番地の１
破産者　アジア産業株式会社
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第５８号
広島県福山市鞆町後地字白茅26番地の77
破産者　株式会社梅田回漕店
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２４０７号
横浜市中区千歳町１番地11
破産者　有限会社オギコーポレーション
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１１号
滋賀県高島市新旭町新庄1346番地15
破産者　宇田　和彦
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３２号
香川県善通寺市金蔵寺町915番地
破産者　長目　浩幸
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第２０１７号
福岡市東区松島６丁目12番２号
破産者　株式会社庄屋
1　決定年月日　平成25年４月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第６０９号
福岡県遠賀郡遠賀町田園３丁目38番７号
破産者　鹿毛組こと　鹿毛　直樹
1　決定年月日　平成25年４月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９６号
香川県坂出市江尻町563番地１、破産手続開始決定時の住所香川県坂出市江尻町1552番地２
破産者　矢野　静子
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第７２号
福岡県太宰府市大佐野４丁目12番１―102号、開始決定時の住所佐賀県三養基郡上峰町大字坊所3056番地３
破産者　定松　慎裕
1　決定年月日　平成25年４月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１３号
横浜市南区井土ケ谷下町215番地１　井土ケ谷東団地２号棟815号室
破産者　星　　芳彦
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９０６号
石川県金沢市北安江１丁目13番31号　信開クレベール駅西・1406号、開始決定時の住所横浜市神奈川区栄町６番地１　ヨコハマポートサイド　ロア壱番館1810号
破産者　安藤　　潔
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１１１号
神奈川県綾瀬市寺尾北１丁目７番10番
破産者　小森　武治
1　決定年月日　平成25年４月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第５０４号
大阪市平野区加美西１丁目13番39号
破産者　株式会社メイビ
1　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
2　一般調査期日　平成25年７月18日午後３時
平成25年４月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５９４号
大阪市住吉区庭井２丁目14番12号
破産者　蓮尾　治久
1　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
2　一般調査期日　平成25年６月13日午後３時30分
平成25年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１８５号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目３番35号　フジパレス北加賀屋ＥＡＳＴ303
破産者　野里　昭之
1　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
2　一般調査期日　平成25年６月13日午後３時30分
平成25年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２４年（フ）第３９９４号
兵庫県伊丹市鴻池４丁目13―10
破産者　大屋　政士
1　破産債権の届出期間　平成25年５月13日まで
2　一般調査期間　平成25年６月18日から平成25年６月25日まで
平成25年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部